

令和3年第2回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和3年2月25日（木） 午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和3年第2回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局5名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和3年第2回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○	8	太平 雅也	○	15	藤田 礼子	○
2	河井 剛	○	9	中村 真一	○	16	北本 久一	○
3	伴 美代子	○	10	松平 裕喜	○	17	菊知 亮	○
4	東中 守	○	11	庄田 純一	○	18	小林 博紀	○
5	宮岸 好一	○	12	下村 繁之	○	19	川端 満	○
6	米光 かおる	○	13	五坊 隆一	○			
7	二口 和忠	○	14	奥村 明義	○			
								出席 19名
								欠席 0名
								計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○	5	北山 新一	○	9	北村 清勝	○
2	東 穰	○	6	山村 哲夫	○			
3	武藤 昌弘	○	7	西村 健	○			出席 9名
4	中川 栄樹	○	8	鮎岡 裕	○			欠席 0名
								計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職		氏名・役職		氏名・役職
1	朝日事務局長	3	相澤係長	5	長谷川主査
2	出戸事務局長補佐	4	松本主査		
					計 5名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和3年第2回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、議案審議の前に、農業委員の東中委員より「金沢フルーツファーム(株)の取組み」について、お話をさせていただきます。</p> <p>東中委員、よろしく願います。</p>
	(説明 質問)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく願います。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、庄田委員と、下村委員の2名を指名いたします。</p> <p>ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p>

	<p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ、農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。最初に、前回の令和3年第1回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和3年第1回総会議決事項事務処理状況について報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請13件については、1月28日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請2件については、1月29日付けで石川県知事あてに送付し、2月16日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、2月1日付けで公告しております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページです。</p>

	<p>今回、粟五地区、小坂地区、浅川地区から各1件、森本地区、二塚地区から各4件、計11件の申請がありました。</p> <p>番号1は粟崎町の案件で、世帯内贈与のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号2は千木町、番号3は上中町、番号4は利屋町の案件で、それぞれ経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号5は南森本町の案件で、世帯内贈与のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号6は不動寺町、番号7は湖南町の案件で、それぞれ経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号8、番号9は専光寺町の案件で、農地の交換のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号10、番号11は専光寺町の案件で、それぞれ経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人の耕作状況についても問題ありません。</p> <p>以上、11件で、面積は12,910㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページから5ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、川北地区、小坂地区、浅川地区、森本地区、二塚地区から各1件、計5件の申請がありました。</p> <p>番号1は、大浦町の案件で、所有権の移転を伴う自己住宅への転用申請です。農地の区分は、上・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路に面し、かつ500m以内に保育園と小学校があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号2は福久町の案件で、使用貸借権の設定を伴う分家住宅への転用申請です。農地の区分は、上・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路に面し、かつ500m以内に病院と歯科医院があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号3は上中町の案件で、所有権の移転を伴う農作業小屋への転用申請です。農地の区分は農地の広がり10ha未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されますが、農業用施設への転用であることから許可相当であると考えます。また、現地は既に資材置場として使用されていることから始末書が提出されています。</p> <p>番号4は牧山町の案件です。賃借権の設定を伴う農業体験施設への転用申請です。農地の区分は申請農地が土地改良事</p>

	<p>業の対象となっていたことから第1種農地と判断されますが、都市部との地域間交流を図るために設置される農業体験施設への転用であり許可相当であると考えます。また第1種農地の転用申請であることから、石川県農業会議に意見を求めることとなります。</p> <p>番号5は専光寺町の案件で、賃借権の設定を伴う工事現場事務所及び駐車場への一時転用申請です。こちらは隣地で建設中の乳製品製造工場の工場現場事務所及び駐車場として一時的に転用し期間終了後は農地へ復元予定であるため原則許可できるものと考えます。</p> <p>以上、5件で、面積は1,755㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、北村委員から調査結果をご報告願います。</p>
北村委員	<p>2月22日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
太平副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 非農地証明願について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 非農地証明願についてご説明いたします。</p>

	<p>議案書は6ページです。今回、小坂地区から1件の申請がありました。</p> <p>福久町の案件で、現地は農業用倉庫用地として使用されており、農地法第4条第1項第9号、同法施行規則第29条の規定により農地転用の許可を要しないものとして非農地であることの証明願いがあったものです。現況については、2月22日、奥村委員に申請のとおり農業用倉庫用地として使用されていることを確認いただいています。</p> <p>以上、1件で面積は153.55㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は7ページから9ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、番号1から番号4の4件の申し出がありました。</p> <p>このうち貸借権の設定は、契約期間が3年のものが3件で、いずれも再設定するものです。</p> <p>使用貸借権の設定は、契約期間が1年のものが1件で、新</p>

	<p>規設定するものです。面積は合計 7,384 m²です。</p> <p>また、利用権貸借の機構分について、1 件の申し出がありました。賃貸借権の新規設定であり、契約期間は 7 年で、面積は合計 917 m²です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 4 号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は 10 ページから 20 ページです。</p> <p>届出件数は、第 4 条が 9 件で、面積は合計 3,728.09 m²、第 5 条が 30 件で、面積は合計 8,069.00 m²です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>

太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について、報告いたします。議案書は21ページから24ページです。</p> <p>届出件数は8件で、解約理由は、転用目的によるものが2件、自作のためが6件で、面積は4,567.00㎡です。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。議案書は25ページです。</p> <p>届出件数は1件で、面積は合計4,682.61㎡、取得事由は相続で、あっせんの希望はありません。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、報告いたします。議案書は26ページです。</p> <p>権利移転が1件で、面積は476㎡です。賃貸借権の新規設定後の権利の移転で、残存期間は6年です。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会長	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に移ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第5号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定についてご説明いたします。</p> <p>本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から、本委員会の意見を求められているものです。</p> <p>資料2ページをご覧ください。今回の変更は、森本地区他7地区において、10,382.81㎡を農用地区域から除外すること及び、三谷地区において、3,216㎡を農用地区域に編入することに伴うものです。</p> <p>なお、用途区分の変更については、ありません。</p> <p>まず、農用地区域から除外する8件についてご説明します。</p> <p>5ページをご覧ください。南森本町において、近隣保育園の駐車場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は、第3種農地と判断されますので、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>6ページをご覧ください。長坂町において、病院施設の駐</p>

車場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は、第2種農地と判断されますが、既存施設の拡張であることから転用許可の見込みがあるものと考えます。

7ページをご覧ください。上辰巳町において、近隣に主たる事業所がある建設会社の駐車場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は、第2種農地と判断されますが、近隣において計画地以外に駐車場として使用できる場所がなく代替性がないことから、転用許可の見込みがあるものと考えます。

8ページをご覧ください。小原町において、産業廃棄物最終処分場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は、第2種農地と判断されますが、山林を含めて一体で転用されることから転用許可の見込みがあるものと考えます。

9ページをご覧ください。下安原町において、近隣の生コン業者の駐車場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は、第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張であることから転用許可の見込みがあるものと考えます。

10ページ及び11ページをご覧ください。荒屋町及び銚子町において、楽天モバイル株式会社の携帯電話基地に転用する計画のもので、転用許可が不要のものです。

12ページをご覧ください。東蚊爪町において、分家住宅に転用する計画のもので、除外後の農地区分は、第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置されることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。

続きまして農用地区域への編入についてご説明します。

13ページをご覧ください。すべて三谷地区において田として編入するものです。計画地は、14ページ及び15ページの区域で、国の事業に伴うものです。

以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひします。

小林副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質疑応答後)
小林副会長	ほかに質問がないようですので、お諮りします。 議案第5号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
小林副会長	ご異議なしと認め、議案第5号は、金沢市長あて異議がない旨、回答することに決定いたします。 以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。 委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。
会 長	小林副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項にまいります。 この件について、事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、2月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。

事務局長	井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。